

令和2年7月  
株式会社日本法令出版部

読者各位

「実践事例からみる スクールロイヤーの実務」(令和2年1月10日発行)  
お詫びと訂正

下記の通り、本書の記載に誤りがございました。  
謹んでお詫び申し上げます。

記

●P.85 上から2行目～8行目

(誤) 児童相談所の業務のうち、世間でよく知られているのは、「一時保護」(同法11条2号ホ)です。これは、児童福祉法28条1項に基づき、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童を児童養護施設等に入所させること(同法27条1項3号)が親権者や未成年後見人の意思に反する場合に、家庭裁判所の承認を得て取ることができる措置です。

(正) 児童相談所の業務のうち、世間でよく知られているのは「一時保護」(同法33条, 11条2号ホ)です。これは、児童相談所長または都道府県知事等が必要と認める場合に、児童を一時保護所に保護しまたは一時保護委託先(児童養護施設, 病院, 里親等)において保護する行政処分です。保護された児童は、安全安心な場所で緊急保護され、行動観察や入所指導を受けることもあります。「一時」保護ですので、その期間の上限は原則2カ月です(同法33条3項)。